

# 平成24年第4回定例会会議録（第6号）

平成24年12月19日

## ○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市	長	浜田	博	君	副	市	長	友永	哲男	君								
副	市	長	阿南	俊晴	君	教	育	長	寺岡	悌二	君							
水道企業管理者		亀山	勇	君	総	務	部	長	釜堀	秀樹	君							
企	画	部	長	大野	光章	君	建	設	部	長	糸永	好弘	君					
ONSENツーリズム部長		亀井	京子	君	生	活	環	境	部	長	永井	正之	君					
福	祉	保	健	部	長	伊	藤	慶	典	君	消	防	長	渡邊	正信	君		
兼	福	祉	事	務	所	長												
教	育	次	長	豊	永	健	司	君	政	策	推	進	課	長	稲	尾	隆	君

## ○議会事務局出席者

局	長	檜垣	伸晶	参	事	兼	調	査	係	長	宮	森	久	住							
次	長	兼	庶	務	係	長	小	野	大	介	次	長	兼	議	事	係	長	浜	崎	憲	幸
主	査	河	野	伸	久	主	査	溝	部	進	一										
主	任	甲	斐	俊	平	主	任	波	多	野	博										
主	任	池	上	明	子	主	任	山	本	佳	代	子									

○議事日程表（第6号）

平成24年12月19日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 3 報告第13号 市長専決処分について
- 第 4 別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 第 5 議員提出議案第20号 別府市議会委員会条例の一部改正について  
議員提出議案第21号 別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正  
について  
議員提出議案第22号 別府市議会会議規則の一部改正について
- 第 6 議員提出議案第23号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する  
仕組み」の構築を求める意見書  
議員提出議案第24号 次代を担う若者世代支援策を求める意見書  
議員提出議案第25号 防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニュー  
ディール基本法）の制定を求める意見書  
議員提出議案第26号 障がい者福祉サービスと介護保険サービスの選択・併  
用を認めることを求める意見書  
議員提出議案第27号 生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇）

○建設水道委員会委員長（穴井宏二君） 建設水道委員会は、去る 12 月 7 日の本会議において付託を受けました議第 92 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 3 件について、12 月 14 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 92 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分についてであります。

まず、道路河川課関係部分では、安心して安全な道路環境を確保するため、緊急に対策が必要な市道として、汐見町老松町線外 6 件の舗装や側溝の改修を行うもの、また、落石等の危険性がある市道のうち浜脇観海寺線（迫地区）外 1 件ののり面改良や道路拡幅を社会資本整備総合交付金による国庫補助事業として行うとともに、繰越明許費の補正等もあわせて行いたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、必要なインフラ整備に対しては、計画性を持って積極的に行う必要があるとの意見がなされました。

次に、公園緑地課関係部分では、実相寺中央公園パークゴルフ場の造成及び雨水配水設備工事等の追加を行うとともに、繰越明許費の補正等もあわせて行いたいとの説明がなされました。

これに対し委員より、今後の維持管理等に関しては、年次経費を関係部署と密接に連携して慎重に積算すること、並びに有効的な施設になるよう現段階から運営体制の検討及び利用団体等の育成や施設の PR を行うこと。また、実相寺中央公園全体の整備計画をより詳細に示して実施する必要があるとの意見や要望がなされましたが、採決の結果、議第 92 号関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第 95 号平成 24 年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

当局より、国庫補助金である社会資本整備総合交付金及び公共下水道事業債の減額に伴い、管渠布設工事費等の補正を計上しようとするものとの説明がなされました。

これに対し委員より、下水道事業は市民生活に密接に関係しており、水質検査等も踏まえて影響が出ないよう施設の維持管理に努めることとの要望等がなされましたが、採決の結果、議第 95 号は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第 100 号別府市手数料条例の一部改正についてと、議第 105 号別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定については、当局説明をいずれも適切妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決したものであります。

以上が、当委員会に付託を受けました、議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

（総務文教委員会副委員長・野上泰生君登壇）

○総務文教委員会副委員長（野上泰生君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告いたします。

総務文教委員会は、去る 12 月 7 日の本会議において付託を受けました議第 92 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）関係部分外 10 件について、12 月 14 日に委員

会を開会し審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、補正予算議案5件について御報告いたします。

まず、職員課関係部分ですが、議第92号から議第96号までの一般会計及び各特別会計のPersonnel費関係部分について、いずれも定期人事異動等の確定により、各事業別のPersonnel費に変更が生じたため補正を行うものとの説明を受け、これを了といたしました。

次に、課税課関係部分については、国の緊急雇用創出事業を活用し、家屋等の現地調査及びその結果と課税台帳の照合作業等を専門業者に委託するなどして、未評価家屋等の課税客体の正確な把握を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、家屋調査の対象地区やその方法等質疑がなされました。

これに対し当局から、調査は別府市全域とするが、その方法として、机上作業による照合が困難な家屋について現地確認が必要なものをピックアップし、さらに、構造上目視でわからないものについて現地に入り、所有者からのお話しも伺いながら、より正確な結果を求めたいとの答弁を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、スポーツ健康課関係部分については、委員から、体育施設整備に要する経費の繰越明許費について、予算は、本来年度内に執行を完了することが適正であり、公共施設での不良箇所については早期に発見し、その改修等を行わなければならない。今後は、指定管理者等に対して、より適切な管理の徹底を行うよう意見がありました。

また、小・中学校の給食に係る要保護及び準要保護児童・生徒の給食費に関し、対象児童・生徒の実数及びその広報の方法や申請等の流れについて確認がありました。

そのほか、当委員会補正予算関係部分についても、当局説明を了とし、最終的に議第92号から議第96号までの一般会計及び各特別会計補正予算総務文教委員会関係部分を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例の制定及び一部改正議案5件についてであります。議第97号別府市防災会議条例の一部改正について、及び議第98号別府市災害対策本部条例の一部改正については、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、機動性が求められる災害応急対策は、災害対策本部に一元化することが効果的であることから、両者の役割分担を明確化することとし、防災会議については、平時における防災に関する諮問的機関としての機能強化をするため、条例を改正するもの等の説明がありました。

また、議第104号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の制定については、平成25年4月1日より開設する「男女共同参画センター」を設置することに伴い条例を制定しようとするもので、既存の「労働者福祉センター」の機能に加え、相談機能・交流機能・情報機能・学習機能を加えた事業を計画しているとの説明がありました。

そのほか議第99号選挙人、関係人として出頭した者及び公聴会の参加者等に対する実費弁償条例及び別府市特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議第103号別府市暴力団排除条例の一部改正について、当局説明をそれぞれ適切妥当と認め、以上5件の条例の制定及び一部改正議案については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、議第106号市長専決処分については、第46回衆議院議員総選挙執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、解散の11月16日付で選挙執行経費の予算計上を市長において専決処分したとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく承認することと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案11件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(観光経済委員会副委員長・三重忠昭君登壇)

○観光経済委員会副委員長（三重忠昭君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

観光経済委員会は、去る12月7日の本会議において付託を受けました議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分について、12月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

まず、商工課関係部分では、緊急雇用創出事業として1事業を実施し、新たに10名の新規雇用を創出するための関連経費を補正計上しようとするものとの当局説明を適切妥当と認め、これを了といたしました。

続いて、農林水産課関係部分では、農業体質強化基盤整備促進事業実施要綱に基づき、市内6カ所の農道の改修工事を実施するため関連経費を補正計上しようとするもの、また、7月1日から4日の梅雨前線豪雨及び9月に襲来した台風16号により、被災した市内8カ所の農地及び農業用施設等の災害復旧に要する経費を補正計上しようとするもの等の説明がなされました。

委員から、災害復旧だけではなく、災害対策のための取り組みを市を挙げて行うべきではないか等の要望がなされ、当局から、今後は災害を未然に防ぐ対策を行っていききたいとの答弁がなされ、これを了としたところであります。

最後に、温泉課関係部分では、老朽化した不老泉の建てかえに向け解体工事費を算出するため、関連経費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、建てかえの基本構想を初め建設費の財源、償還計画等の提示もなく、先に解体費用のみを算出したいでは、可否を判断するのは難しい等の意見がなされ、当局から、今後の協議・計画策定を円滑に行うため、算出した解体費用を活用したいとの答弁がなされたのに対し、複数の委員から、利用者である市民に解体後の計画を提示することが必要であるとともに、地域の方々の意見を聞きながら理解を得るなど、利用者第一の考え方で計画を進めてもらいたいとの要望がなされた次第であります。

最終的に、議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分については、温泉課関係議案について、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

（厚生消防委員会委員長・松川章三君登壇）

○厚生消防委員会委員長（松川章三君） 去る12月7日の本会議において厚生消防委員会に付託を受けました議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分外2件について、12月14日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、この経過と結果について報告いたします。

初めに、議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

消防本部関係部分では、平成24年度事業であるPA連携を行う消防ポンプ自動車の購入に対し、JAべっぶ・日出より地域貢献活動の一環として400万円の助成の申し出を受け、本事業の財源補正及び地方債の減額を行ったとの当局説明があり、これを了といたしました。

次に、社会福祉課関係部分についてであります。当局より、歳出では、受給者の増加に伴う保護費の追加、歳入では、資力の発生等により生活保護受給者より徴収した返還金、その他、国・県負担金の増減等に伴う補正を計上した旨の説明がありました。

委員より、医療扶助適正化及び受給者より徴収する返還金の取り扱いに関する質疑がな

され、当局の説明を受け、これを了とした次第であります。

続きまして、障害福祉課関係部分についてであります。リフト付きタクシーの利用者や、障害者自立支援法による「自立支援給付」「地域生活支援事業」、また、「障害児通所支援」等における各種サービスの利用者の増加、さらに「自立支援給付」については、国において障害福祉サービス等の報酬を全体で2%引き上げる旨の改定を行ったこと等に伴う追加計上であるとの当局説明を受け、これを了といたしました。

次に、児童家庭課関係部分についてであります。当局より、児童扶養手当支給対象者の増加、また、社会福祉法人が行っている児童館運営事業に対する委託料について、国の子育て支援交付金の一般財源化に伴い、今年度より国の負担分が市町村負担とされたこと等により、追加計上する旨の説明がありました。

委員より、一般財源化により民間児童館の運営に支障を来すことのないよう財源確保をしっかりと行ってほしい、また、児童館のニーズが高まる中、人員確保等、必要な措置を行うよう要望がなされ、これに対し、交付税措置となるため、状況に応じた予算計上を行いたい、また、人員確保等については、国の制度の見直し等を注視し、必要な方策を講じたいとの答弁があり、これを了とし、最終的に議第92号平成24年度別府市一般会計補正予算（第6号）関係部分については、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第101号別府市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、及び議第102号別府市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてであります。当局から、介護保険法の一部改正により、厚生労働省令で定められていた施設基準等が、都道府県または市町村の条例で定めることとされたことに伴い、要介護者・要支援者に係るサービスの基準について、条例をそれぞれ制定しようとするものであるとの説明、さらに内容については、県から示されたものを基本としているが、非常災害対策における努力規定に宿泊を伴う事業所も含める、運営に当たり、暴力団関係者の支配を受けてはならない、他の市町村で行われる指定地域密着型サービスの事業の基準を特例として、必要に応じて当該他の市町村の条例に定める基準を参酌して別に定めることができる、以上3点については、別府市独自の規定として制定する旨の説明がなされました。

委員より、条例制定により介護保険利用者の立場から負担等の違いがあるのかとの質疑に対し、原則変わりはないとの答弁がありました。

さらに委員より、権限移譲によりサービス等の低下を招かないよう要望がなされ、当局説明を受け、これを了とし、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、各委員長報告は終わりました。

少数意見の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

（24番・泉 武弘君登壇）

○24番（泉 武弘君） 私は、不老泉の解体費用を算出する実施設計委託料226万7,000円に反対の討論を行います。

別府市は、総合基本計画策定に当たって、次のように述べています。

「別府市総合基本計画は、市民生活がどのようなものか、まちがどのようなものか、

るのかという成果を基本目標、重点目標として明確に位置づけた成果目標明示型の総合計画として、その実現に向けて必要となる施策を目標、手段の関係でわかりやすく体系化していくことを基本とする」と述べています。

この中で、平成 23 年から平成 27 年までを前期基本計画とし、平成 28 年度から平成 32 年までを後期基本計画としています。この計画で、温泉について、温泉資源の保護、温泉の安定供給、温泉の多目的活用を主な取り組み、重視する主要施策として取り上げています。しかし、不老泉の改修や改築について、別府市総合計画や実施計画では、具体的な取り組みの記述が見当たりません。このように総合計画や実施計画に含まれていないのに、今議会で突然不老泉の解体費用を算出する予算が計上されましたが、私には到底理解できません。この予算の背景には、商工会議所に不老泉用地の一部を貸すという事情があるから、このように突然の予算計上になったと理解をしています。

私がこの予算に反対する最大の理由は、行政みずから決めた総合計画を、必要な手続もしないでみずから変更することにあります。これでは、市民の理解を得ることができません。しかも、市民合意を得ないまま商工会議所に土地を貸与しようとしているのです。商工会議所は、株式会社イズミに土地・建物を売却して 3 億 8,400 万円を手に入れています。このように財源豊富な商工会議所に行政財産の一部を貸すことに、一体どんな正当性があるのでしょうか。本来、土地の確保や建築問題は、商工会議所自体の問題であります。なぜ、商工会議所のため、行政手続を無視してまで急ぐ必要があるのでしょうか。不老泉をどのように運営するかは、行政の問題です。基本構想、基本計画、実施計画、さらに財源を含めて別府市総合計画及び実施計画に入れなければなりません。このような事務手続をしないで進めることは、できないことなのです。まさに行政の自殺行為です。

驚いたことに、平成 25 年度事業実施を目標とするとの説明が、常任委員会でありましたが、総合基本計画との整合性をどのように図るのでしょうか。

私は、既に述べていますが、不老泉の建てかえに反対するものではありませんが、行政手続にそごがあるから予算に反対をしているのです。基本構想、基本計画、実施計画、事業収支などが示されないままこの予算を認めれば、総合計画に違背する行政行為に手を貸すこととなります。

私は、責任ある議員として、このようなずさんな予算計上に反対することを明らかにして、討論を終わります。

○議長（松川峰生君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について、順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第 92 号平成 24 年度別府市一般会計補正予算（第 6 号）に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松川峰生君） 起立多数であります。よって、本件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 93 号平成 24 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議第 105 号別府市風致地区内における建築物等の規制に関する条例の制定についてまで、以上 13 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 13 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上 13 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 106 号市長専決処分に対する委員長の報告は、これを承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第 2 により、議第 107 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第 107 号は、人権擁護委員として、宮崎みき子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

何とぞよろしく願います。

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

○23 番（河野数則 君） 今、市長から人権擁護委員の推薦につき説明がありました。私も自民党議員団は、初日と最終日は 9 時半に集合して、本日もこのきょうの議事について話し合いをしました。自民党議員団のある議員から話が出ましたのは、今、市長が提案された方については、全く私ども、一見識もありません。見たこともありません。どんな方かわかりません。ただ、お名前と住所が提案されるだけ。

先日、総務部長からこういう用紙に 1 枚、住所、生年月日、氏名が、この方を再任しますというものがありません。毎回のことでありますけれども、人権擁護委員、重要な役職でありますので、議会に対してももうちょっと親切丁寧に、どういうことか説明する必要があるのではないかな。反対ではありません。今の執行部と議会の間柄が、そういうような形になっておかしいなということで御意見を申し上げます。

もし、総務部長が担当でしょうから、そういうことで、いやいや、それはもう関係ないのですよ、今までどおりやりますよというなら、それで結構。反対の意見ではありませんけれども、今、私が申し上げた意見にどういう感想があるのか求めます。

○副市長（友永哲男君） お答えさせていただきます。

議員のほうから今、御意見がございました。今後につきましては、私ども、十分精査をさせていただきますというふうに思っております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（松川峰生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結し、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 107 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、議第 107 号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第 3 により、報告第 13 号市長専決処分についての 1 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。



(副市長・友永哲男君登壇)

○副市長（友永哲男君） 御報告いたします。

報告第13号は、市道上の自動車損傷事故外4件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（松川峰生君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第4により、別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

本件は、本市の選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、お手元に配付いたしております選挙管理委員会委員長からの通知の写しのとおり、平成24年12月25日をもって満了いたしますので、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙を行うものであります。

選挙する人員は、選挙管理委員会委員4名及び補充員4名であります。

まず、選挙の方法についてお諮りいたします。（「動議」と呼ぶ者あり）

○9番（松川章三君） 私は、この際、動議を提出いたします。

別府市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることとし、議長において指名されるよう望みます。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（松川峰生君） ただいま、9番・松川章三君から、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選の方法によることとし、議長において指名されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、9番・松川章三君提出の動議は可決されました。

これより、議長において選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員に、土岐修さん、黒本美耶子さん、山田桂三さん、塩崎サツキさん、以上4名の方々を指名いたします。

次に、補充員に、吉本皓行さん、一万田尚子さん、藤内広三さん、佐藤久美子さん、以上4名の方々を指名いたします。

なお、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることにいたしたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ別府市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定め、補充員の補充の順序は、指名の順序のとおりとすることに決定いたしました。

次に、日程第5により、議員提出議案第20号別府市議会委員会条例の一部改正についてから、議員提出議案第22号別府市議会会議規則の一部改正についてまで、以上3件を

一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 20 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(2 番・三重忠昭君登壇)

○2 番(三重忠昭君) ただいま上程されました議員提出議案第 20 号別府市議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

昨年統一地方選挙より、議員定数を 4 名減といたしました。行財政・議会改革等推進特別委員会におきまして、より慎重な委員会審査を行うべく、4 常任委員会を 3 常任委員会に削減・統合し、任期を 1 年から 2 年に拡大、また、各委員会定数を定めることを全員一致で決定いたしました。

また、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正が必要となるものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 20 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 21 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(9 番・松川章三君登壇)

○9 番(松川章三君) ただいま上程されました議員提出議案第 21 号別府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律により、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたこと等に伴い、条例の一部改正が必要となるものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 21 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 22 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(4 番・野上泰生君登壇)

- 4 番(野上泰生君) ただいま上程されました議員提出議案第 22 号別府市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

行財政・議会改革等推進特別委員会におきまして、「市民と議会との対話集会」を平成 26 年度の本格的な開催を前提に、平成 25 年度より試験的に年 1 回開催することを全員一致で決定いたしました。

対話集会の進め方を検討するため、議会報・ホームページ委員会において、名称、構成員等を改め、新たに広報広聴委員会を設置することといたしました。

また、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会議規則の一部改正が必要となるものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 22 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 により、議員提出議案第 23 号地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書から、議員提出議案第 27 号生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書まで、以上 5 件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第 23 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(8 番・荒金卓雄君登壇)

- 8 番(荒金卓雄君) 議員提出議案第 23 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、京都議定書において第 1 約束期間である平成 20 年から平成 24 年までの間に、温室効果ガスを 6 %削減することが国際的に義務づけられているが、そのうち 3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成 24 年 10 月に導入された一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成 24 年度税制改正大綱」において、「平成 25 年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森

林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

#### 記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

大分県別府市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

国家戦略担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第23号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第24号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(6番・穴井宏二君登壇)

○6番(穴井宏二君) 議員提出議案第24号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 次代を担う若者世代支援策を求める意見書

世界銀行がことし(2012年)10月に発表した世界開発報告によると、欧州危機などによる世界の失業者約2億人のうち4割は25歳未満の若者です。

一方、国内においても完全失業率を年齢階級別にみると、2011年では15歳から24歳が8.2%と最も高く、20年前に比べると2倍近い結果となっており、若者にとっては依然

として厳しい雇用環境が続いています。

若者世代が安定した職を得られなければ家庭を築くこともできず、未婚化によるさらなる少子化から、将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念されます。若者世代が経済的に自立できるかどうかは、将来の国の発展に直結する課題です。

国内の労働市場は高齢化による縮小が予想され、主に大企業では新規採用を抑える一方で、グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしています。もはや若者の雇用不安は、個人の努力で乗り越えるというより、就業における構造的問題に陥っています。また、非正規雇用の拡大で若者世代の経済基盤が弱くなっていることから、まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう、正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや、成長産業を中心とする雇用創出策が急務です。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは、厳しい雇用環境の改善のみならずワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革にかかっているといても過言ではありません。

よって、政府におかれては、これらの諸課題に総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、国家戦略として幅広い「若者世代支援策」を実施することを強く求めます。

#### 記

- 1 環境や医療・介護、農業、観光といった新成長産業分野を初め、産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。
- 2 非正規労働者から正規になりにくい状況から、正規・非正規の処遇格差の解消を進め、厚生年金や健康保険問題も含め、非正規でも一定の生活ができるような仕組みを構築すること。
- 3 「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう、関連する法整備や仕事、家庭、育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。
- 4 上記課題に総合的に取り組む「若者雇用担当大臣」を設置し、若年雇用対策を中心とした国家戦略として具体的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

大分県別府市議会

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国家戦略担当大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第24号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議員提出議案第 25 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(10 番・市原隆生君登壇)

○10 番(市原隆生君) 議員提出議案第 25 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

防災・減災体制再構築推進基本法(防災・減災ニューディール基本法)の  
制定を求める意見書

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う「防災・減災体制再構築推進本部」の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う「危機管理庁」(仮称)の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を初めとした各施策に必要な財源を確保することが課題となります。こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。

そこで、政府におかれては、上記の内容を盛り込んだ「防災・減災体制再構築推進基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 19 日

大分県別府市議会

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(防災) 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 25 号については、原案のとおり決することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
次に、議員提出議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(15番・平野文活君登壇)

- 15番(平野文活君) 議員提出議案第26号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

障がい者福祉サービスと介護保険サービスの  
選択・併用を認めることを求める意見書

障がい者制度改革推進会議のもとに設けられた、障がい者、障がい者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等55人からなる総合福祉部会で、障害者総合福祉法の「骨格提言」が全会一致でまとめられた。この議論の中で全国各地の障がい者や家族から、現行の介護保険優先原則を見直し、障がい者福祉サービスと介護保険サービスを本人の意思で選択・併用できるようにすべきとの声が出されている。

現行では、65歳以上の障がい者は介護保険優先とされているため矛盾が生じている。「64歳までは自己負担がほとんどなく必要な障がい者福祉サービスを受けられる。しかし、65歳になると介護保険に移行しなければならず、1割負担が必要になる。これまで受けていたサービスを受けるには1割の利用料負担が大変で、障害者年金の中から払うにはとても無理だ」という声が上がっている。利用料が高額になり、障がい者にとって生きるために必要なサービスが受けられないという状況が広がっている。

よって、国及び政府におかれては、障害者総合支援法のサービスと介護保険法のサービスを、当事者の意思で選択・併用ができるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

大分県別府市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

- 議長(松川峰生君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。  
これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松川峰生君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第26号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長(松川峰生君) 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第27号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(12 番・猿渡久子君登壇)

○12 番（猿渡久子君） 議員提出議案第 27 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

生活保護基準の引き下げをしないことを求める意見書

生活保護制度は、生存権を保障する「最後のセーフティーネット」として、その役割の重要性が増しています。ところが、国は 2006 年度に生活保護の老齢加算を廃止し、毎月の生活保護費を 2 割減らしました。その結果、「食事を 1 日 2 回にした」「知り合いの葬式にも出席できない」などの声が上がっています。その上、厚生労働省は生活保護基準の引き下げに向けた検討を本格化させ、年内に結論を出す方針です。

生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者の暮らしを大変にするだけでなく、国民生活全般に悪影響を及ぼします。最低賃金や年金、税金の非課税限度額、国民健康保険税、介護保険料など各種の減免制度、就学援助、保育料など各種制度に影響します。生活保護基準の引き下げは、減免制度などを利用しながら生活する低所得者層をさらに困窮させることとなります。

低所得者層がふえていること自体が問題です。この問題を解決することなしに、ただ単に低所得者層よりも生活保護世帯の方が、支出が高いからこれを引き下げるという論があるが、それでは低所得者層をさらにふやし格差を拡大し、国民全体にとってマイナスです。憲法第 25 条の保障する健康で文化的な最低限度の生活を送れるように、年金や最低賃金を引き上げるなど抜本的な改革をすることこそ求められます。

よって、国及び政府におかれては、国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障するため、以下の事項について強く要望します。

記

- 1 生活保護の老齢加算を復活すること。
- 2 生活保護基準の引き下げはしないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 19 日

大分県別府市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長（松川峰生君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 27 号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



- 議長（松川峰生君） 起立少数であります。よって、本件は、否決されました。
- 議長（松川峰生君） 次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。  
お手元に配付しておりますように、議員派遣の申し出があります。  
お諮りいたします。各議員から申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり議員派遣することに決定いたしました。  
なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に委任することに決定いたしました。  
以上で、議事の全てを終了いたしました。  
お諮りいたします。以上で、平成24年第4回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（松川峰生君） 御異議なしと認めます。よって、以上で、平成24年第4回別府市議会定例会を閉会いたします。  
午前11時11分 閉会

